

## カントの「自然の合目的性」(III)ー「目的論的判断力の批判」における自然目的の概念

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-05-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山本, 達 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10098/5342">http://hdl.handle.net/10098/5342</a>

# カントの「自然の合目的性」(Ⅲ)—— 「目的論的判断力の批判」における自然目的の概念——\*

山 本 達

倫理学教室

(昭和63年10月31日受理)

## (一)

カントは周知のように〈自然の合目的性〉を、一方では自然美の観察・判定の批判的原理として、他方では有機体の自然観察の原理として、さらには有機体を含む自然全体についての目的論的な世界考察のための原理として取り扱う。『判断力批判』の本論で〈自然の合目的性〉は、前者の場合、〈主観的合目的性〉であり、後者の場合は〈客観的合目的性〉あるいは〈実質的合目的性〉である。しかしながら、その「序論<sup>(1)</sup>」のなかで〈自然の合目的性〉が反省的判断力の超越論的原理として呈示され(vgl., XX.209f., V.181f.)、その場合それは、〈形式的合目的性〉(vgl., XX.204)、あるいは〈論理的合目的性〉(vgl., XX.216)とよばれる。カントにおいて〈自然の合目的性〉は、単に、有機体という特殊の自然物の認識のために要求される原理や、自然美の判定を可能にするような原理を意味するだけではないのである。

本稿のわれわれの考察は〈客観的合目的性〉の問題に、なかんずく有機体の判定・自然観察における〈客観的合目的性〉の問題に限定される。とはいえ、先ずさしあたって、反省的判断力の超越論的原理として位置づけられる〈形式的合目的性〉、〈論理的合目的性〉について簡単に解れておき<sup>(2)</sup>、またこれとの関連で目的論的判定の原理、すなわち〈客観的合目的性〉が導入されるに至る経緯に注目しておきたい。

カントによる、判断力の超越論的原理としての〈自然の形式的合目的性〉の呈示は、特殊的経験的な自然認識の可能性の問題に関わる。そしてその特殊的経験的な認識の可能性の問題は、

---

\*本稿の要旨は、日本カント協会第13回学会(1988年)で、「有機体の判定のための〈自然の客観的合目的性〉について」の題目で研究発表されたものである。

『純粹理性批判』における「分析論」のテーマとは異なる意味で提起されるのである。その「分析論」の帰結を踏まえるカントは、「経験のあらゆる対象の綜括としての全自然が、超越論的法則、すなわち悟性自身がアプリアリに与える法則に従って一つの体系をなす(XX.208)」ということ、先ず認める。しかしそのことから、経験的な諸法則にも従っている自然もまた、人間の認識能力にとって把握可能な体系である(XX.209)」ということは、導き出されえない。なぜなら、経験一般の可能性の条件である超越論的法則においては、特殊的経験的な諸法則の多様性と差異性とは捨象されるからである。「悟性は、自然の超越論的立法において、単に経験一般の可能性の条件を経験の形式の面でのみ考慮する(XX.210)。」したがって、超越論的法則による自然の統一は、特殊的経験的な諸法則の差異を抽象して成り立つような「あらゆる経験の分析的統一(XX.204 Anm.)」でしかない。これに対して、自然の特殊的経験的な諸法則の多様性と差異性とをそのままにうちに含むような「体系としての経験の総合的統一(XX.204 Anm.)」は、悟性ではなくて反省的判断力にとっての問題であるとされるのである。

「経験的諸法則については……あまりに無限の多様性と多大の異質性が可能であるから、このような(経験的な)諸法則のもとにある体系の概念は、悟性にとってはまったく疎遠であらざるをえない(XX.203)。」無限に多様な経験的諸法則の可能性とこうした諸法則のもとにある自然(経験)の体系的統一とは、われわれの悟性にとっては偶然的である(vgl.,V.183)ともいわれる。「しかしそれにもかかわらず、そのような統一が必然的なものとして前提され仮定されなければならない(V.183)。」したがってそのために反省的判断力が必要とする原理が、カントによれば、〈われわれの認識能力に対する自然の合目的性(vgl.,XX.202,204 Anm.)〉を意味する〈自然の形式的合目的性〉、〈論理的合目的性〉にほかならないのである。

このように「経験的諸法則の体系としての経験(XX.203)」の可能性のための超越論的原理として〈自然の形式的合目的性〉を導き出すカントの議論の進め方は、必ずしも明確ではないが、カントはその議論の過程で、「自然の種別化」に〈形式的合目的性〉の一つの重要な実質的な意味内容を見出しているように思われる。カントによれば(vgl.,XX.214f.)、およそ体系というものを成り立たせることのできる論理的形式は、普遍的諸概念の分類の方法に求められるが、この分類のし方は二通りに区別される。一つは「特殊なものから普遍的なものへと上昇して行く(XX.214)」方法、すなわち「多様なものの類別化(Klassifikation)(a.a.O.)」である。これに対して他方は、逆に「普遍的概念から出発して、特殊的概念に……下降する(a.a.O.)」方法、すなわち「多様なものの種別化(Spezifikation)(XX.215)」の方向である。しかるに注目すべきことにカントは、「反省的判断力は、もし自然がその超越論的法則さえもなんらかの原理に従って種別化することを前提にしないならば、自然全体をその経験的差異性に従って類別化することを、この判断力の本性からいっても試みることができない(a.a.O.)」と説く。特殊なものから普遍的なものへと上昇する、反省的判断力による経験的認識の体系的脈絡づけは、自然自身がみずからを種別化するというを当の判断力自身が前提にしないことには、不可能な

ことだとされるのである。この場合、この「種別化」は単なる論理的原理に過ぎないのではない。それは、自然認識の体系化が可能であるために、反省的判断力が要求せざるをえないところの〈自然自身のみならずを多様に種別化する〉という自然自身に与えられるべき規定なのである。こうした「自然の種別化」が、〈われわれの認識能力に対する自然の合目的性〉、すなわち〈自然の形式的・論理的合目的性〉に含まれている、一つの実質的な意味内容として解されてよいであろう。

特殊の経験が相互に脈絡づけられるべきならば、その限りにおいて「経験的諸法則に従う体系としての経験(XX.203)」、「体系としての経験の総合的統一(XX.204 Anm.)」が仮定されていなければならない。そして人間悟性にとっては偶然であるこの統一を、われわれが必然的として思惟することができるために要求される原理が、〈われわれの認識能力に対する自然の合目的性〉に他ならない。その意味でその原理は、多様な特殊の経験的認識を可能にする判断力としての超越論的原理として特徴づけられる。しかしカントは、もしそうした原理を仮定しないならば、およそ自然認識が不可能であるといっているのではない。そうではなくて、そこで主張されていることの要点は、この原理が前提されないことには、多様な特殊の経験的認識（これによって認識される多様な経験的諸法則）の体系的脈絡づけが不可能だということにある。われわれは、カントが〈自然の形式的合目的性〉に託している、こうした超越論的意義を確かめるために、この点に関するマクファランドの解釈を引き合いに出しておこう。

「経験的諸法則に従う体系としての経験(XX.203)」、「経験的諸法則の体系的連関(a.a.O.)」そして「経験的諸法則にも従っている自然の体系(XX.212 Anm.)」などにおける、経験的諸法則なるものを、マクファランドは、われわれが科学研究にあって体系化を試みようとするところの「一群の研究データ」を指示する用語として受けとる<sup>(3)</sup>。これに対して特殊的な自然認識の超越論的な前提は、「一群の研究データはわれわれがそれらを体系化することの可能であるようなたぐいのものである」という陳述(statement)に置き換えられ<sup>(4)</sup>、この陳述と科学研究活動(scientific activity)との関係が次のように<sup>(5)</sup>説かれるのである。

上述の「陳述」は、どこまでも研究活動それ自身に相関的な前提として扱えられなくてはならない。「陳述」が研究データの体系化を試みる研究活動の前提であるということは、かりにその「陳述」の真理性を否定しながら研究活動を試みるのであるならば、そのことは科学研究として無駄であり無意味であろうことを意味するのである。しかしそのことは、われわれが一群の研究データの体系化の試みを始めるまえに、その「陳述」の真理性をまもって仮定していなくてはならないという意味に解されるならば、正しくない。というのは、われわれは、たとえ研究データが体系化されうること、そのこと自身をあらかじめ積極的に仮定していなくても一群の研究データを体系化することが可能であるか否かを探究するのであって、しかし、その場合でも、われわれは先の「陳述」の真理性を否定しながら研究データの体系化を試みることはばかげたことであるからである。その「陳述」が研究活動の前提であるからといって、その際「陳述」

内容それ自身が研究者によって自覚的に承認されていることが、要求されているわけではない。研究活動においてその前提として要求されていることは、その「陳述」の否定を拒否するということなのである。カントの説く、反省的判断力の超越論的原理としての〈われわれの認識能力に対する自然の合目的性〉は、科学研究活動にとっての、このような意味での「前提」として解されるべきなのである。カントは〈われわれの認識能力に対する自然の合目的性〉を自然の客観的な規定として前提して自然を研究しなければならないと主張するのではなくて、この原理の真理性を否定しながら自然を研究することが、われわれにとって無意味であることを示したのである。

マクファランドによれば<sup>(6)</sup>、この点で確かに、反省的判断力の原理と自然因果性の原理とのあいだにはある種の類似性が見られる。とはいえ両者の決定的な相違もまた明らかである。確かに、自然因果性の原理の妥当性を否定するならば、一切の自然研究が一般に不可能になると同様に、反省的判断力の原理を否認することは自然の経験的諸法則の脈絡ある探究を不可能にする。しかしながら、前者の原理はそれの客観的妥当性に関して、自然研究に先立ってそれ自身として証明されるべきものであるとすれば、これに対して後者については、その原理自身の客観的妥当性の証明が不可能である点に、両者の決定的な相違があるとされるのである。

〈自然の形式的合目的性〉を、主観における経験的な認識活動に相関的な、そのための前提であると見る、このようなマクファランドの見解はその細部はともかくとしても大筋においては、カントの〈形式的合目的性〉に対する適切な理解を示しているといえる。カントは、『判断力批判』の「序論」のいたるところで、その原理が判断力にとっての主観的原理でしかないことを強調する。〈われわれの認識能力に対する自然の合目的性〉は、「カテゴリーのように、総合的統一を客観的に規定する概念ではなくて、自然の探究のための手引きとして役立つ主観的原則(XX.204 Anm.)」でしかない。「それ[自然の合目的性という超越論的概念]は、客観(自然)に対してはなにもものも付与しないで、それは単に、われわれが自然の対象の反省においてすみずみまで脈絡づけられた経験を意図しつつふるまわなければならないような、唯一の〔態度の〕とり方、したがって判断力の主観的な原理(格率)を表わしているに過ぎない(V.184)」<sup>9)</sup>したがってまた、「判断力は自然の可能性のためのアプリアリの原理をもってはいるが、しかしそれは主観的な見方においてのみである。その原理によって判断力は自然に対して(自律として)ではなくて、自己自身に対して(自己自律Heautonomieとして)自然についての反省のために法則を指定する(V.185~6)」のである。「序論」において、特殊的経験の可能性、および体系としての経験の可能性のための超越論的原理として、〈自然の形式的合目的性〉が呈示される。しかし同時にまたカントは、これらの引用に明らかなように、〈われわれの認識能力に対する自然の合目的性〉すなわち〈自然の形式的合目的性〉が、自然を客観的認識の対象として規定するカテゴリーとしてではなくて、自然を反省しつつ不断にその特殊的経験的な諸法則を探究していくための手引きとして、主観自身のうちに前提・仮定されるべき主観的原理であることを強調

するのである。

(二)

〈自然の形式的合目的性〉は、反省的判断力の超越論的原理として呈示される。というのも、多様な経験的な諸法則を見出し、その体系化を試みるわれわれの認識能力に対して自然が合目的的であるということを、反省的判断力が前提・仮定しないことには、体系的に脈絡づけられるべき特殊の経験的な認識が不可能であるからである。ところでカントによれば、特殊の経験的諸法則に従う体系としての経験において総合されるべき、それら諸法則自身は、どれもあらかじめ自然因果の法則として規定される。したがってまた、反省的判断力が特殊の経験的な自然認識の可能性のために前提・仮定せざるをえない〈自然の形式的合目的性〉は、われわれの認識能力に対して自然が合目的に配置されていること(Anordnung)(vgl.,XX.214)を意味するものであっても、自然の多様な特殊の諸法則が相互に、あるいはそれ自身において合目的的な性質のものであることを意味するわけではない。してみれば、〈自然の形式的合目的性〉が反省的判断力の超越論的原理として呈示されても、なお、自然の実質をなすものは、どこまでも機械的(mechanisch)法則のままであると言えるのである<sup>(7)</sup>。

さきに触れたように<sup>(8)</sup>、〈自然の形式的合目的性〉は〈自然の種別化〉を含意する。「……判断力は自己の原理によって、経験的諸法則に従う自然の諸形態の種別化において、自然の合目的性を思惟する(XX.216)。」しかるにカントによれば「……そのことによって合目的的として思惟されるものは、自然の諸形態それ自身ではなくて、単に、それらの形態の相互の関係、しかもそれらの形態が多様な多様性にありつつ経験的諸概念の論理的体系に適合しているという関係に過ぎない(XX.216)」のである。このようにカントは、特殊の経験的な諸法則の体系的連関における合目的性と、自然の多様な諸形態それ自身における合目的性とを明確に区別する。前者の体系、すなわち「経験的諸法則に従う体系としての経験(XX.203)」は、確かに、「われわれの人間の認識能力にとって把握可能である体系(XX.209)」をなすのであって、かかる体系を可能ならしめるべく仮定される〈自然の形式的合目的性〉に関して、目的というものが思惟されるべきではある。しかし、その目的は、客観(自然)のなかにではなくて、われわれの認識能力のなかに措定されたものとして考えられる他ないのである。われわれの認識能力によって経験的諸法則が互いに体系的に脈絡づけられて把握されるという、主観における経験の体系化可能性それ自身が、目的として思惟されるべきなのである(vgl.,XX.216)。したがってカントによれば、〈自然の形式的合目的性〉は〈美感的合目的性〉と同様にまた、〈主観的合目的性〉としても特徴づけられる(vgl.,V.359)ことになる。

〈自然の形式的合目的性〉に基づいて「そこから、それ自体において合目的的な自然の諸形態の産出を推論する(XX.218)」ことはできない。というのも「そうした自然諸形態がなくても、

経験的諸法則に従うところの自然の体系は……可能である(a.a.O.)」からである。そればかりではない。自然の諸形態それ自体における合目的性、すなわち〈自然の客観的合目的性〉が、カントの用語では「自然産物における実在的合目的性(vgl.,XX.217)」ともいわれるが、それはまた、反省的判断力の超越論的原理としての〈形式的合目的性〉のように一切の経験にさき立ってア・プリオリに仮定されることもできない(vgl.,V.359)。機械的な自然概念であれ、あるいは「経験的諸法則に従う自然の体系(XX.212 Anm.)」であれ、そうした自然概念・理念からア・プリオリに〈自然の客観的合目的性〉を導出するための手立ては存しないのである。カントは、なんらかの意味で経験的事実性を前提とし、これを媒介としてのみ「合目的的な自然形態(XX.218)」、したがってまた〈自然の客観的合目的性〉の問題の考察へと向かうことができると考える(vgl.,XX.218, V.375~6)。この経験的事実性こそ、カントによれば、特殊の自然物としての有機体に関わるものであることは、いうまでもない。「その存在者〔有機体〕が……実践的でない目的概念に客観的実在性を与え、かつ、そのことによって自然科学のために目的論への根拠を与える唯一の存在者なのである(V.375)」

しかしながらカントは他面でもまた、〈自然の形式的合目的性〉と特殊の自然物の可能性に関わる〈客観的合目的性〉との連関に、われわれの注意を促している。「われわれは、特殊の諸法則における自然の根底に合目的性の原理をおくべき根拠をいやすくももつのであるから、われわれに経験が自然の産物における合目的的な形態を示す限りは、この合目的的な形態を、特殊の諸法則における自然が基づくであろうような根拠と同一の根拠に帰することは、やはり常に可能であり、また許容されている(XX.218)」カントにあって、かかる根拠、すなわち〈自然の合目的性〉一般がそこに帰せられる根拠が一体どのようなものとして想定されうるのかの問題に、われわれはここで立ち入ることはできない。それにしても、ひとたび〈自然の形式的合目的性〉が判断力の超越論的原理として仮定されるならば、その限りにおいて、「その超越論的原理自身が、合目的性の概念のような特殊の概念を自然と自然の合法則性に適用することを少なくとも許容する(a.a.O.)」というカントの主張には、注目しておいてよい。「第二序論」ではまた、〈自然の形式的合目的性〉が、「目的の概念を自然に適用するように悟性を準備しておいた(V.193~4)」ともいわれる。自然に目的の概念を適用すること、自然のうちに合目的的な形態を見出すことが、〈自然の形式的合目的性〉の原理によって許容され準備されているという見通しを、カントは明示しているのである。

しかしいうまでもなく、このような許容と準備は、〈自然の形式的合目的性〉からの〈自然の客観的合目的性〉の導出を意味するものではない。その導出のためには、さきの引用にあるように、「経験がわれわれに自然の産物における合目的的な形態を示すこと(XX.218)」が不可欠な条件とされるのである。

経験が示してくれるという、自然の産物における合目的的な形態を、カントは一体どのような仕方で描写するのであろうか。また、いかにしてわれわれは、そうした経験によって〈自然

の客観的合目的性へと導かれるのであるか。しかし、この種の問題にアプローチするまえに、あらかじめわれわれは、カントによって呈示される〈客観的合目的性〉の概念に既にまえて含意されていると思われる意味内容を見ておく必要がある。

カントによれば(vgl.,V.366~7)、〈客観的実質的合目的性〉はどこまでも一種の因果関係として扱えられる。それは、結果の理念がその原因の原因性の根底におかれ、結果(としての物)の可能性の制約と見なされるような、そのような因果関係として規定される。そして〈客観的合目的性〉はさらに、〈相対的合目的性〉と〈内的合目的性〉とに区別されるのである。前者の合目的性は、結果(としての物)とは別に他の存在者が前提され、その存在者の技術のための素材・手段にそなわる合目的性である。すなわちそれは、当の物にとって外的な存在者にとっての、その物の「有益性(Nutzbarkeit)」あるいは「実利性(Zuträglichkeit)」にすぎない(vgl.,V.367)。これに対して後者については、当の結果(としての物)がそれ自身において端的に目的とみなされること、あるいは目的として可能であるとみなされることが要求される。

カントは〈相対的合目的性〉の実例として、例えば、河川と植物の生長に役立つ土壌との関係や、砂層の沈澱とこの上に繁茂するドイツウヒとの、さらに一般に地上の植物、草食動物、肉食動物の間に見られる依存関係などをあげている(vgl.,367~8)。これらに見られる相対的合目的性は、しかし、「これが附与されるべき物自身にとっては、単に偶然的でしかない合目的性(V.368)」である。したがってカントは、相対的合目的性に関する目的論的判定が根拠づけられるためには、ある物がそれに対して実利的、有益的とされることの自然的存在者それ自身が、「自然の目的」であるという条件が満たされなくてはならない(vgl.,368~9)と考える。すなわち、自然の相対的合目的性に関する判定は、一定の自然的存在者が端的に自然の目的であることの洞察を前提とせざるをえないのである。自然物が、自然的存在者としての人間にとって有益であるとか、あるいは、他の被造物にとって実利的であるとかいわれるにしても、その人間や被造物が自然の目的であることが洞察されていない限り、そうした自然物について下される目的論的判定にはなんら正当な根拠は見出されないのである。しかしそうした洞察は、カントによれば、単なる自然考察を超える問題なのである。

こうしてカントは、〈客観的合目的性〉に関する考察を、さしあたってまず、以上のような相対的合目的性から区別されるべき内的な合目的性に限定する。一定の自然物が他の自然的存在者との関係においてではなくて、それ自身において合目的的であるような物の内的合目的性は、「第一序論」では、絶対的合目的性ともよばれる。「私が自然形態の絶対的合目的性のもとで理解するものは、物の可能性の根底にその物の理念が……おかれなくてはならない性質をもつような、その物の外的形状や内的構造である(XX.217)。」一定の自然物の理念がその物自身の可能性の根拠とされるような自然物について、そのような物の外的形状や内的構造が内的に合目的的であると理解される。そしてカントによれば、こうした内的合目的性のもとで理解されるような、換言すれば、それ自身が端的に目的として可能であると見なされるような



自然物が、「自然目的(vgl., V.370)」として規定される。こうして、〈自然の客観的合目的性〉に関わる目的論的判定の問題は、さしあたって、こうした内的合目的性および自然目的の概念をめぐる提起されるのである。そのさい相対的合目的性の方は、あらかじめ考察のそとにおかれるのである。

次に、カントが自然目的の概念の呈示のための重要な契機として、次の二つのことを指摘していることは、われわれにとって重要である。一つは、自然目的としての自然物の「偶然性」であり、今一つは、自然目的の概念に含意されている実践理性とのアナロジーである。

カントは、自然目的の概念の呈示にあたって、第一に、「〔自然目的としての〕物の形態は単なる自然法則に従っては可能でないこと(V.370)」、換言すれば「そうした物の形態が経験的自然法則に従っているにしても偶然的事であること(a.a.O.)」を、自明なこととして前提する。自然目的としての〈客観的合目的性〉は、「(自然の)物とその形態との偶然性(V.360)」を含意する。カントによれば、一般に〈自然の合目的性〉は「(一切の悟性概念から見れば)それ自体として偶然的な合法則性(XX.204)」として規定される。「合目的性とは、偶然的なものそのものの合法則性である(XX.217)」ともいわれる。自然目的の概念はそれゆえに、「(自然法則から見られた)その物の偶然性の概念と不可分に結びついている(V.398)」とされるのである。

第二に、特殊の自然物の偶然性のゆえに、そうした自然物の認識のためには、理性の概念が仮定されなくてはならないとカントは考える。自然目的の概念が呈示される、『判断力批判』における64節の最初のパラグラフでは、次のように述べられる。

「ある物が目的としてのみ可能であることを洞察するためには……その物の形態が単なる自然法則に従っては可能でないということ……むしろその形態の経験的な認識でさえも、その形態の原因と結果とから見て、理性の概念を前提するということが要求される。このように、一切の経験的な自然法則のもとにあるにもかかわらず、その形態が偶然的事であるということが……それ自身、そうした自然産物の原因性を、あたかも、まさにその偶然性のゆえに専ら理性によってのみ可能であるかのように、仮定しなくてはならない根拠である。しかしその場合、この理性は、目的に従って行為する能力(意志)であって、単にこの能力から可能なものとしてのみ表象される客観は、目的としてのみ可能なものとして表象されることであろう(V.369~70)。」

ここでは、自然目的としての自然物は単に機械的自然法則から見られる限り偶然的な結果であるという意味での、自然物の偶然性が、自然目的の概念に必然的に含まれていることとして示されているとともに、この偶然性自身に、こうした自然物の経験的認識の可能性のために理性の概念を仮定しなくてはならない理由がある、とされるのである。しかもその場合、その理性は目的に従って行為する能力としての意志、すなわち実践理性を意味するのである。「第一序論」では自然目的としての自然物は、「その物の内的可能性が目的を前提にする、そのような物、したがって、その物の産出の原因性の根底に……おかれているような概念を前提にする、そのような物(XX.232)」として特徴づけられている。また、「目的論的判定の客観としての自然は、その自然の原因性の

### カントの「自然の合目的性」(Ⅲ)

点で、目的についての概念をもつ限りでの理性と一致するものとして、思惟されるべきである(XX.233)」ともいわれる。目的の概念はカントによれば、本来、「客観の可能性の根拠が理性に帰せられるかぎりでの理性の概念(XX.234)」であってみれば、そうした理性が実践理性であることはいうまでもないであろう。

もつともカントによれば、そうした客観の産出の原因性としての理性をわれわれ人間は、専ら「技術の産物」についてのみ知ることができる(vgl.,XX.234, V.397)。したがって、「客観に関して理性を技巧的と名づけることは、われわれ自身の能力の原因性の経験にかなっている(XX.234, vgl.,V.397)」ことであるが、「自然を理性と同じように技巧的として表象すること」を、われわれは経験において知ることができない(XX.235)。自然目的としての自然物の可能性のために理性的原因性が仮定されざるをえないが、しかしわれわれの経験は、この原因性を自然物のうちに端的に見出すことができないというところに、自然目的の概念のはらむ困難な問題が存するのである。この問題をカントは基本的に、自然目的の概念を構成的原理としてではなくて、反省的判断力の統制的原理として位置づけることによって解決しようとするわけであるが、われわれは、この問題にここで立ち入ることはできない。

われわれがさしあたって確認しておきたい点は、自然目的の概念が理性的原因性との、すなわち実践理性とのアナロジーを不可欠の契機として含意するということである。カントによれば、目的論的判定において「われわれは……(われわれ自身のうちに見出すような)そうした原因性とのアナロジーに従って、対象の可能性を表象する(V.360)」のである。自然目的の概念は自然認識のための構成的概念ではない。「それにしてもそれは、目的一般に従うわれわれの原因性とのわずかのアナロジーに従って、この種の対象についての自然研究を指導し、かつ、そうした対象の至高の根拠について思索するという、反省的判断力にとっての統制的概念であることはできる(V.375)」のである。

以上のように、内的な〈客観的合目的性〉としての自然目的の概念には、自然物の偶然性、実践理性とのアナロジーという二つの契機がその概念呈示のために前提されている。ところでさきに触れたように、この二つの契機はカントにおいて、密接不可分の関係にあるものとして説かれている。しかもカントは自然物の偶然性に、その物に関して原因性としての理性概念(目的概念)を仮定せざるをえない根拠を見ようとする。カントはどのようにしてそのように見なすことができるのであろうか。その理由を検討するために、次にわれわれは、経験において与えられる特殊の自然物としての有機体の特性に対する、自然目的の概念の適用の問題へと進まなくてはならない。

### (三)

カントは『判断力批判』の第二部「目的論的判断力の批判」の冒頭の61節のなかで、さきに見たように、「自然物の可能性の原理としての客観的合目的性」が自然物の形態の偶然性と不可

分である(V.360) ことを述べて、そのことを例証するために、有機体の構造について次のように説く。

「例えば、鳥の体の構造、すなわちその骨の空洞やその翼の運動のための位置や尾の進路操縦のための位置などが、引合いに出されるならば、これらはすべて、自然における単なる因果結合(nexus effectivus) から見られるだけで、さらに特殊の原因性、すなわち目的の原因性(目的結合nexus finalis)のたすけを借りないのであれば、極度に偶然的であると云える、すなわち自然は、単なるメカニズムとして考察されるならば種々雑多なしかたで別様に形成されうるのであって、そうした原理に従う統一に行きあたることはないといえる……(a.a.O.)」

カントによれば、有機体は単なるメカニズムの原理に従っては説明されえず、有機体におけるしかるべき機能をもつ諸器管の統一的形成は、機械的自然法則から見られる限り、偶然的な結果でしかないのである。そしてここでは、そうした有機体の統一の理解へとわれわれを導くものが、目的論的原理に他ならないことが示唆されているのである。

批判前期にすでにカントは、有機体の形成については、メカニズムの原理が十分な説明の根拠を与えないことを認めている。『人のさまざまな人種について』(1775年)の論文は、人類という同一類に属するさまざまな人種を、一定の動物種としてではなくて、同一種のもとにある変種あるいは亜種と見なすべきであり、亜種としての人種の成立を、「胚種」あるいは「自然素質(natürliche Anlage)」に帰すべきことを説く、注目に価する論文である。カントはそのなかで、一般に動・植物の変異、すなわち、同一種のもとにありながら異なる自然条件(例えば気象、土地条件)にさまざまなしかたで適合することによってさまざまな亜種が形成されるということを、有機体の諸部分やそれらの相互関係を解発する(auswickeln)「胚種」や「自然素質」の働きに帰している(vgl., II.434)。そして、その「胚種」や「自然素質」の働きのうちに、さまざまな自然条件のもとで被造物としての有機体が自己を保存するために、自然がその「胚種」、「自然素質」をそれぞれの有機体に「隠された内部の装備」として武装させておいたという「自然の配慮(Fürsorge)」が、読み取られるべきだという(a.a.O.)。さらにカントは、「胚種」や「自然素質」に起因するところの、一定の自然条件に適合した亜種の形成について、次のように述べる。「こうした適合を、偶然や普遍的な機械的法則が産みだすことはできない。したがってわれわれは、そのような時宜をえた解発を、く前もって形成された(vorgebildet)こととして見なさざるをえない(II.435)」と。

この論文の子細はともかくとしても、この時期カントは、有機体の形成が単なるメカニズムの原理で説明されえないことを認めていることは明らかである。有機体の形成がそこに起因する「胚種」や「自然素質」の概念に対して、自然の機械的な原因性とは異質である意味が与えられているといつてよいであろう。しかも「胚種」や「自然素質」の根底には、これらをそれぞれの有機体の内部にその自己保存のために装備させておいた「自然の配慮」が存するのである。

したがって、これによって形成されるそれぞれの有機体の構造を、「前もって形成されたもの」として特徴づけるカントの見方は、目的論的原理の導入を誘うものである。

しかしカントが有機体を明確に目的概念と結びつけて考えるようになるのは、『判断力批判』の執筆とほとんど時を同じくして出版された『哲学における目的論的諸原理の使用について』(1788年)においてであろう。そこでカントは、「自然科学において一切が自然的に説明されねばならない(VIII.178.)」という原則に同意する。しかし他方では、その点に自然科学の限界が認められるのであって、その限界に接する問題領域を、他ならない有機体の概念が指示しているという(vgl., VIII.178~9)。有機体は、「そこに含まれている一切のものが、相互に目的であり手段である関係によってのみ可能である物質的な存在者である(VIII.181)。「したがって、それによって有機体の器官形成(Organisation)がひき起こされる場所の根本力(Grundkraft)は、目的に従って作用する原因として思惟されねばならない(VIII.a.a.O.)」カントによれば、有機体の可能性は、「物理的-機械的説明様式」では説明されえないのであって、その可能性に関しては「目的論的な説明様式」だけが人間理性に残されている(vgl., VIII.179)。それゆえにカントは、その可能性の根拠として、有機体の器官形成において目的論的に働く根本力というものを想定する。この根本力はまた、一定の有機体の血統(Stamm)による器官形成において見出されるような「根源的素質(ursprüngliche Anlage)」としても、特徴づけられる(vgl., a.a.O.)。

しかしカントによれば、「この血統それ自身が一体いかにして発生したのであるかという、この課題は、人間にとって可能な一切の自然学(Physik)の限界を超えて出ている(a.a.O.)」とされる。というのも、本来、目的因としての「根本力」をその規定根拠の点から、われわれが経験によって知ることができるのは、技術作品の可能性の原因である、われわれ自身の悟性と意志についてのみであって、この経験を離れて新しい根本力を虚構することは、自然学には許されない(vgl., VIII.181)からである。したがって、「一切の有機体の組織(Organisierung)それ自身が一体どこから根源的に由来しているのか」という問いは、自然科学によっては答えられない。それは、「自然科学の外に」すなわち形而上学に、委ねられなくてはならないのである(vgl., VIII.179)。

このようにカントは、有機体に関する「自然的」な説明において、目的論的原理の使用がなんらかの意味で要求されざるをえないことを認める。「根本力」、「血統」そして「根源的素質」などの概念が、そのことを示す。しかし、これらの概念によって指示されることがらの根源的な由来についての問いが、これらの概念に不可避免的に伴っているからには、有機体に関する目的論的な原理の使用によってわれわれは、自然科学では答えられない形而上学的な問題領域へと移行せざるをえない事情を、カントは認めざるをえないのである。『判断力批判』における有機体に関する目的論的判定の問題の解明においても、このようなカントの姿勢が受け継がれているとあってよい。

さてわれわれにとっての問題は、特殊の自然物、すなわち、機械的自然法則から見られるかぎり偶然的

であるとしかいいない有機体の形態に対して、自然目的の概念がいかにして適用されうるのであるか、にある。この問題を念頭におきながら、『判断力批判』におけるこの問いに深く関わるカントの記述、特に64,65節で示される有機体の特性描写に関して、そのあとをたどりつつ検討を加えてみたい。

自然産物が目的として、したがって自然目的として判定されうるためのさしあたっての要件を、カントは次のように規定する。「もし物が（たとえ二重の意味においてであれ）それ自身の原因であり、また結果でもあるならば、その物は自然目的として存在する(V.370)。」

この条件命題の意味するところを明らかにするために、カントは、樹木を実例にあげて次のように説く(vgl.,V.371~2)。それによれば、樹木が樹木の原因であるのは、三つのしかたによってである。第一に、個体としての樹木は別の個体としての樹木を産出するが、類としては同一の樹木をたえず産出する。そのようにして「樹木はたえず類として自己を保持する(V.371)。」第二には、樹木は個体としての自己自身をも産出する(生長)。個体としての樹木の生長には、外界から摂取される素材(Stoff)が必要とされるが、その素材は確かに生の素材としては、外界からの単なる抽出物(Edukt)に過ぎないけれども、樹木の生長において付け加わる物質(素材)は、樹木自身によってあらかじめ加工されたものとしての種別的・固有的質をおびる。この質を、樹木以外の自然のメカニズムが提供することはできない。すなわち樹木における生の素材(すなわち抽出物としての素材)の分解と合成には、樹木自身の分解能力と形成能力との独創性が認められる。したがって、樹木の発育のための素材は、その質の点で、樹木それ自身の産物(Produkt)である。第三としては、樹木の諸部分の保持の相互依存性があげられる。樹木の各部分は他の部分の生存にとって必要であって、芽や樹葉は樹木の他の部分によって保持されるとともに、樹葉なしに幹や枝は生存し得ない。カントはまた、接木や芽づきの現象にも注目し、そこから類推して、樹木の部分である樹葉や枝が、他の部分に依存しながらも、それ自身で生長する個体としての意義をも、担っているとする。その意味で、樹木の諸部分は、その保持が相互依存的であることによって、自己自身を産出する。

カントは、自然産物が自然目的として判定されるための条件を、〈物がそれ自身の原因でありまた結果でもある〉ことに求める。そして樹木に例証されるように、有機体の類としての自己産出(生殖)、個体としての自己産出(生長)、さらにまた諸部分の相互依存による自己産出などの現象が、その条件を充たしていると言う。もっともカントは、これらの有機体の特性がその条件によって明瞭かつ十分に説明されうると考えているわけではない。ここでは、生殖や生長、さらに諸部分の相互依存の関係が、〈物がそれ自身の原因でありまた結果でもある〉という特殊な因果関係を、単に例示するものとして取り扱われているにすぎない。したがってカントは、そのさしあたっての条件が、自然目的として判定されるべき自然産物(有機体)の特性を表わす表現としては、「曖昧」であることを認めてもいるのである(vgl.,V.372)。

しかし、カントによるこのような条件提示には、より一層の難点があるように思われる。カントは、有機体の特性を表わすさきの条件命題は、「自然の根底に目的をおくことなしには、

たとえ矛盾なしに思惟しうるにしても理解できない(V.371)」という。しかし、カントは、その理由を示していない。その限りわれわれには、有機体に関するカントのさしあたっての規定は単なる同語反復に過ぎないのではなかろうかという疑義が残るであろう。実のところ、そのことにカント自身気づいているようにも思われるのである。

そのことは、さきに引用した「もしも物がそれ自身の(たとえ二重の意味においてであれ)原因でありまた結果でもあるならば……(傍点筆者)」の条件命題で述べられている「二重の意味」に留意されるならば、容易に推測されるであろう。ここでカントは、あらかじめ原因結果の関係を二重の意味で考えているのではなかろうか。条件命題における原因結果の關係のうち、カントは、あらかじめ目的因の關係をも持ちこんでいるのではないかと思われる。したがって、カントがさしあたって与える〈物が自己自身の原因でありかつ結果でもある〉という条件は、自然目的として判定されるべき自然産物の特性としては、カント自身にとってもはなはだ「不本意」なかたちのものであらざるをえないのである(vgl., V.372)。

以上のように、自然物が自然目的として判定されるための要件として、さしあたって与えられた規定がいろいろと問題を含むことをカントは認める。そこでカントは、そのための要件を改めて次の二点に要約する。そこにわれわれは、特殊の自然物としての有機体が自然目的として判定されるための条件と見なされるべき有機体の特性を、一応見てとることができるのである。

第一の要件は次のように規定される。

「自然目的としての物に第一に要求されていることは、諸部分が(それらの存在と形態の面で)それらの全体に対する關係によってのみ可能であるということである。というのは、その物がある概念のもとで、言い換えれば、その物に含まれるべき一切のものをア・プリオリに規定しなければならない理念のもとで、把握されているからである(V.373)。」

〈諸部分が全体への關係によってのみ可能である〉という規定は、さきに見たさしあたっての要件では触れられていない。カントによる有機体の特徴づけとして、極めて重要な意義をもつ全体と部分との關係が、ここに初めて指摘されるのである。しかしここでは、諸部分の可能性が全体に依存するという關係について、立ち入った説明は与えられていない。この規定はカント自身認めているように、自然目的として判定されるべき有機体の特徴づけとしては、未だ不十分なのである。われわれは、その規定を有機体の特性を表わすものとして受けとるにしても、カントはその規定を、そこから有機体が自然目的として判定されるべきことの必然性が導き出されるような要件としては、語っていないことに注意すべきであろう。

この要件についてカントが述べていることは、〈もし物の諸部分が全体への關係によってのみ可能であるならば、その物は自然目的として可能である〉ということではなくて、〈物がそれ自身目的であるならば(傍点筆者)、その物の諸部分は全体への關係によってのみ可能である〉ということにすぎない。物がそれ自身目的であるということは、その物に含まれている一切の

部分がその存在と形態の面で、あらかじめ、その物の全体の理念に合うものとして規定されていなくてはならないことを意味する。換言すれば、この要件は、単に自然目的として可能な物のみならず、目的として可能な物一般がみたとするところの条件として、提示されているのである。したがってこの要件は、なによりも技術作品(Kunstwerk)に対して妥当するものなのである。

カントによれば、技術作品は「その産物の諸素材(部分)から区別される理性的原因による産物であって、(諸部分の調達と結合とにおける)その理性的原因の原因性は、諸部分の調達と結合とにより可能である全体の理念によって……規定されている(a.a.O.)」技術作品における諸部分の結合は、この作品にとって外的な理性的原因によって規定され、その原因の規定根拠(原因性)は、その原因のあらかじめ有する作品全体の理念のうちにある。そのかぎり、技術作品にあっては、その作品の諸部分とそれらの結合とは、理性的原因における作品全体の理念に依存するのである。

〈諸部分は全体への関係によってのみ可能である〉の規定は、本来的には、こうした技術産物の特徴づけに他ならない。ここでカントは、目的として可能な物一般に含意されている、全体への部分の依存関係に注目しているのである。自然目的として判定されるべき自然産物、有機体もまた、目的として可能な物である限り、このような要件を含まなくてはならないのは当然である。この当然のことに注視することは確かに、重要なことであるにしても、しかしその要件は、カントによれば、自然物が自然目的として判定されるべき、そのような自然物、すなわち有機体の特性の規定としては、依然として不十分なのである。そこでカントは、自然目的として判定されるべき自然産物、すなわち有機体の特性を表示するために、この第一の規定に対してさらに次のような第二の規定を付け加えるのである。

「第二に要求されることは、物の諸部分が、互いに相互的にそれらの形態の原因であり、かつまた結果であることによって、全体の統一へと結合するということである。というのは、そうしたしかたでのみ、全体の理念が、逆に改めて(相互的に)一切の諸部分の形態と結合とを規定することが可能であるからである。ただし全体の理念が諸部分を規定するのは、原因としてではなくて——というのは、そうであればその物は技術産物ということになろうから——、そうではなくて、その物を判定する当事者にとっての、所与の物質の中に含まれている一切の多様な形態と結合の体系的統一の認識根拠としてである(V.373)」

さて、自然産物が自然目的として判定されるために、この物の可能性を、技術産物におけるように、端的にその物の外部にある理性的存在者の原因性に帰することはできない。自然目的としての物は、その物の内的可能性において目的への関係を含むべきなのである(vgl., V.373)。その点に留意するならば、ここでカントが述べている要点は、次の二点にまとめることができよう。一つには、自然目的として判定されるべき自然産物(有機体)においては、その諸部分が互いに原因であり結果であることによって、その物の全体の統一を形成するということである。その場合、諸部分が相互に原因であり結果であるという関係が、諸部分が相互に産出し合う関係とし

### カントの「自然の合目的性」(Ⅲ)

て扱えられる(vgl.,a.a.O.)。カントは、有機体の諸部分が互いに産出し合うという意味で互いに原因であり結果でもあり、またそのようにして全体を産出すると見るのである。第二にカントは、自然目的としての物(有機体)にあっては、そのものの全体の理念が逆にその諸部分の形態と結合とを規定すると見なす。ただしこの場合、全体の理念は、技術産物におけるように諸部分の形態と結合とに関して、その産物のそとに働く理性的原因の規定根拠であることはできない。その理念は、単に、その物における多様な諸部分の体系的統一(全体)を判定するための認識根拠として、仮定されるにすぎない。物の諸部分の形態と結合とを規定する全体の理念は、この場合、物をそのように判定する主観における認識根拠でしかないのである。こうしたカントの考え方は、自然目的の概念を反省的判断力のための単なる統制的原理としてのみ承認するカントの基本的な立場の反映であることはいままでもない。

このことはさておくとして、今やわれわれにとって問題なのは、カントにおいて、この第二の点、すなわち全体の理念が諸部分の形態と結合とを規定するという有機体の特性と、第一の点、すなわち〈諸部分が相互に原因であり結果であることによって全体の統一へと結合する〉という特性とが密接不可分であると見なされていることにある。カントの論じかたは、さきの引用に見るかぎり、第一の点から直接に第二の点を結論づけているようにさえ思われる。

有機体においてその諸部分が相互に原因でありかつ結果でもあることによって全体の統一へと結合すると述べる時、カントはその場合、諸部分間の単なる機械的因果的な相互作用のみを念頭においているのではないようである。各部分が互いに他の部分を産出し合うことによって全体を産出するということについて、詳しくは次のようにいわれる。

「物の諸部分は互いにことごとく……相互に産出し合い、こうして全体を固有の原因性から産出する。そうしてその全体の概念が、改めて逆に……ある原理に従うその全体の原因であることができようし、したがってまた、作用因の結合が、同時に目的因による結果として判定されることもできよう(V.373)」

ここでカントは、物の諸部分が「固有の原因性」に基づいて相互に産出し合い全体を産出するという関係を、単なる諸部分の機械的作用因の結合関係としてではなくて、あらかじめ既に全体の理念すなわち目的因によって判定されるべき結合関係として、考えているように思われる。換言すれば、相互に産出し合い全体を産出する諸部分の「固有の原因性」が、あらかじめ〈諸部分の形態と結合とを規定する全体の理念〉を規定根拠とするような原因性として扱えられているのではなかろうか。それゆえにカントはまた、次に見るように、有機体の相互に産出し合う諸部分、すなわち「器官(Organ)」に具わるとされる「形成力(bildende Kraft)」にも言及するのはなかろうかと、われわれには思われるのである。

カントによれば、技術産物と有機体との決定的な相違は、技術産物の諸部分の結合あるいは全体の産出の原因が、その物の外部にある目的因に従って働く理性的存在者に帰せられるのに対して、有機体は、物の諸部分の形態と結合の原因や全体の産出の原因がその物自身あるい



はその部分に帰せられるように、判定されなくてはならないという点にある。確かに技術産物の各部分は、他の諸部分や全体のためにある「器具(Werkzeug)」として目的論的に判定される。しかし、有機体の諸部分はそれ以上に、「他の諸部分を産出する器官」として特徴づけられるべきなのである(vgl., V.373~4)。

カントは、有機体のこうした器官の相互産出の原因を、機械における単なる「動力(bewegende Kraft)」によっては説明されえない「形成力」に認める(vgl., V.374)。有機体の諸部分が相互に産出し合うことによって全体の統一へと結合するのは、諸器官の形成力によって可能なのである。そしてカントは、その形成力による諸部分と全体との産出を、全体の理念に従った目的因なしに可能であるとは見なしえないと考えるのであろう。

しかし翻って考えると、われわれは、物の諸部分が相互に産出の原因であり結果であることによってのみ全体の統一を形成するという有機体の特性を、果してここでカントの説くように、かかる物の諸部分の産出の原因の根拠(原因性)に全体の理念をおくようなしかた以外に、換言すればその産出の原因を目的因としての形成力に帰するようなしかた以外に思惟しえないのであるかどうか、と問うことはできるであろう。もしカントが、それ以外の方途を不可能だとするのであるならば、どうしてそのように考えるのであろうか。

#### (四)

以上のような、カントによる有機体の特性描写において、決定的な役割を担わされているものは、全体と部分の関係である。カントは、有機体における全体と部分との関係のうちに、有機体の形態の特殊性を見とどけようとするのであり、その特殊の関係が自然目的の概念を不可避免的に要求すると考えるのである。しかし、有機体における全体と部分との関係が、はたしてカントの見るように、自然目的の概念と必然的に結びつくものとして扱えられる他ないのかどうか、64節と65節の記述に関する限り、そこにはまだ問題が残されているように思われる。実は、この点に関して、カントの自然目的の概念に対する批判的な見解が、ふるくから主張されている。ここではまず、ウンゲラーのカント批判を見ておこう。

彼の批判の主旨は、カントによる有機体の特性描写から目的の思想を締め出して、自然目的、内的合目的性の概念を全体性の概念(Ganzheitsbegriff)によって全面的に置き換えると主張することにある。有機体の特殊性の理論的な特徴づけにとっては、全体性の概念——他の自然カテゴリーとともに——でもって十分であって、目的論的考察は余計なこととされるのである<sup>(9)</sup>。

ウンゲラーによれば<sup>(10)</sup>、カントによって自然目的の概念を有機体に適用するための要件あるいは基準として示される有機体の特性は、われわれが先に見たように、次の二つの命題に要約される。すなわち第一の命題は、〈有機体の諸部分は、それらの存在と形態からみて、もっぱらそれらの全体への関係によってのみ可能である〉であり、第二は〈諸部分は、相互的にそれらの形態の原因であり結果で

あることによって、全体の一へと結合する」の命題である。またカントはこの二つの命題に先立って、「自然目的としての物は、自己自身の原因であり結果である」という規定をも与えている。ウンゲラーはこの規定を考慮しても、こうした有機体の特徴づけから目的因が導き出されなくてはならないというカントの主張には、論理的必然性が認められないという。というのは、カントにおいて、「自己自身の原因であり結果である」という規定における原因、結果の意味があらかじめ二重の意味で解されているからである。すなわち一方では諸部分の総計が全体の「実在的原因」として、他方では全体が諸部分の「理念的原因」として扱われる。換言すれば、一方で全体が、自然メカニズムに従う諸部分の結果を意味すると同時に、他方ではその全体が、諸部分の結果（全体）の理念、すなわち諸部分の目的として、諸部分の原因を意味する。カントは、因果結合のうちに、ひそかに作用因(nexus effectivus)とならんで目的因(nexus finalis)をも持ちこんだうえで、「自然目的としての物は自然自身の原因であり、結果である」という規定を与えているというのである。

さて、こうしたカントの前提を除去してもなお、二つの命題によって有機体に付与されるカントの特徴づけは十分に理解可能であるというのが、ウンゲラーの見解である。

ウンゲラーによれば<sup>(11)</sup>、非有機体に対する有機体の経過の固有の特徴は、有機体の諸部分の経過によって当の有機体はその全体性において維持され、産出・再生されるという点に認められるべきである。自然物の経過は、純粹に自然因果的に生じる機能としてか、あるいは、全体性の概念に従って調和的である機能としてか、いずれかのしかたで把握されるのであるが、後者にこそ単なる自然的経過から区別される有機体の諸経過の特殊性が見られる。有機体の諸部分の経過は、当の有機体の全体に一定のしかたで関係づけられて現われることによって、新しい意味を獲得する。有機体では、諸部分の経過の総体は、諸部分の単なる総計(Summe) 以上のものであって、一つの統一を形成する。したがって諸部分の経過については、それらは全体を表出する(darstellen)といういい方が適切なのである。こうしてウンゲラーは、有機体を次のように定義する。「有機体にあっては、大部分の経過がこの自然物の全体性の維持を条件づけ、あるいは同一種の自然物の産出・維持へと導く<sup>(12)</sup>」と。

カントの第二の命題では「諸部分は、相互にそれらの形態の原因であり結果であることによって、全体の一へと結合する」と言われる。ウンゲラーによれば<sup>(13)</sup>、この命題の条件部分は、それ自身として扱えられるならば、純粹に自然因果的な相互関係、入りくんだ交互関係を表わす以外のものではないという。問題はその結論部分であるが、これは、ウンゲラーの有機体についてのさきの定義「諸部分における経過は全体としての有機体を産出・維持する」に呼応するというのである。有機体の特性として述べられているカントの第二命題を、目的の概念を取り除いた全体性の概念で処理しようとウンゲラーは主張するのである。

カントの第一命題、すなわち「諸部分はそれらの存在と形態から見て、全体への関係によってのみ可能である」もまた、同様に扱われる。ただこれについて彼が、この命題を「形

態学」特に「比較形態学」の論理的基礎として解釈している点<sup>(14)</sup>は、注目されてよいであろう。例えば、鳥類の両翼を両棲類、爬虫類、哺乳類の前脚に形態学的に相同的(homolog)として取り扱うことができるとすれば、そのような検索が可能であるのは、それらの部分が全体に占める位置の類似性のゆえである。諸部分(器官)の相同(Homologie)は、同じ類型(Typus)に属している諸動物の諸器官についてのみ成り立つのである。すなわち、諸器官が基本類型(Grundtypus)に関係づけられ、諸部分の現象が基本類型の概念を含む場合にかぎって、諸部分(器官)の相同が見出される。つまるところ諸部分の形態学的比較は、諸部分の全体(類型)への関係に依存する。諸部分の相同の探索は、類型を前提とし、諸部分を一つの全体へと秩序立てて関連づけられないことには不可能である。また諸部分は、類型としての全体の内部にあって一切の他の諸部分と空間的に関係づけられることによってのみ、相同的である。その場合しかし、ウンゲラーによれば、こうした形態学的な諸部分の全体への依存について、目的概念が占めるべき余地はまったくないのである。

このようにウンゲラーは、カントで自然目的の概念が適用されるべきだとされる有機体の特性、すなわち全体に対する部分の関係を、目的概念を排する新たな全体性の概念によって捉え直すことができると主張するのである。

H・ドゥリーシュもまた同じような立場から、カントの自然目的としての有機体の把握に対して批判の目を向けている。彼にあっては、カントの有機体観に対する批判的考察をとおして、全体概念(Begriff des Ganzen)を有機体の構成的概念として捉える方向が、はっきりと示されている<sup>(15)</sup>。

ドゥリーシュの「生氣論(Vitalismus)」の立場は、「目的」にかえて「終末全体性(Endganzheit)」を、「目的論的」にかえて「全体関連的」を、さらにまた「目的因(causa finalis)」にかえて「全体化的原因性(ganzmachende Kausalität)」を、有機体の「規序理論(Ordnungslehre)」における対象的客観的概念として導入することを意図するものである<sup>(16)</sup>。ドゥリーシュの見るところ、カントが目的論に対して、単に反省的判断力による統制的な使用しか認めず、有機体の経験にとっての構成的原理としての意義を認めることにちゅうちょする主たる理由は、目的概念の使用が必然的に形而上学への飛躍を余儀なくするからである。またカントにおいて目的論は、「あまりに人間的心理学的な概念、すなわち意志行為に方向づけられた概念<sup>(17)</sup>」でもあるという。それゆえ、カントの目的概念から人間的心理学的な要素を切り離すことによって、「全体化的原因性」などの概念を呈示し、これを有機体の経験の対象構成的な概念に供することができるというのである。

こうしたドゥリーシュの基本的見解に、ウンゲラーも全面的に賛同する。彼もまた全体性の概念を、有機体の単なる自然記述のための概念としてのみならず、自然説明(Naturerklärung)の概念としても確立しようと試みる<sup>(18)</sup>からである。ウンゲラーによれば、カントもまた生命現象を、もっぱら空間的にのみ限定されうるような原因によって機械的に説明することを、不可能なことと見なすかぎりにおいては、一種の生氣論者であるといえる。カント自身が、有機体の個体発生

に関する「後成説(Epigenesis)」の立場をとるH・ブルーメンバツハの「形成衝動(Bildungstrieb)」の考え方に対して同意を示している(vgl.,V.424)が、これはその証左であろう。しかしカントは、機械的な自然概念に囚われているがゆえに、空間的な原因による自然説明以外の説明のしかたを自然経験の領域については拒否して、もし敢て機械的な自然説明以外の説明を企てるならば、形而上学的なもの、経験的に不可知なものに退かざるをえないがゆえに、本来、形而上学的な意味をもつ「目的因」を、自然説明の原理としてではなくて、単に反省的判断力の統制的な原理としてのみこれを認め、これによって、機械的な原理による有機体の説明の不十分さを補足する道をとらざるをえないのである<sup>(19)</sup>。ウンゲラーはこうしたカントの生氣論者としての曖昧な立場を、形而上学的な生氣論とよぶ。これに対して、ドゥリーシュに代表される、全体性の概念を有機体の現象の説明の原理として確立する本来の生氣論は、経験的生氣論とよばれる。すなわちドゥリーシュが非空間的な原因と、物質の内部へ作用する非物質的な合法則性とを仮定することによって、生氣論を自然説明のための実効的原理たらしめるよう試みるのに対して、カントはこうした原因や合法則性に考慮を払わずに、全体関連の現象の根拠をもっぱら超感性的なものみに求める。こうしてカントにおいては、機械的原理では十分に説明されえない有機体の現象についての自然探究のために残されている唯一の方策は、「擬人化的合目的性の表象を『統制的』に動員すること<sup>(20)</sup>」だけになるというのである。

これまで見てきたように、ウンゲラーおよび彼によって引合いに出されるドゥリーシュのカント批判によれば、カントにおいて、自然の機械的原理によって十分に説明されえないとされた有機体の特性、すなわち有機体における全体と部分との関係が、自然目的として規定されるさいに、そこに「擬人化的目的概念」がもちこまれているが、この概念を除去して全体性の概念を純化するならば、この全体性の概念を、有機体の現象の自然説明のための構成的概念として確立することができるというのである。カントが有機体の特性描写において前提する全体性の概念が構成的概念として明確に呈示されえなかった理由は、カントにおいて、全体の概念が目的概念と不可分離であり、有機体の全体と部分との関係が目的因に帰せられ、そしてその目的因の根拠が超感性的なものに求められているからである。したがってカントは、有機体の自然探究において機械的原理の不足を補うべき唯一の原理である目的論的原理を、有機体の客観的な構成原理としてではなくて、その自然探究を導くための単なる手引き、主観的原理としてのみ確立する他ないのである。

このように見るカント批判がはたして正しいか否かは、いうまでもなく、この批判をとおして全体性の概念を有機体の現象のカテゴリーとして認めることを提唱する「経験的生氣論」の立場そのものを十分に検討しないことには決められない問題であろう。われわれは、ここでこの問題に立ち入る余裕はない。ただ、こうしたカント批判を顧慮してわれわれにいえることは、有機体の特性に関する、少なくとも64・65節におけるカントの記述にかぎって見るならば、そこにおいて、自然目的の概念を有機体の全体と部分との関係に適用すべき必然性を示そうとす

るカントの意図が、必ずしも成功しているとはいえないということである。しかしわれわれは、このカントの難点をウンゲラーやドゥリーシュのように、自然目的の概念に持ち込まれているという擬人化的目的概念の使用のいかかわしさに帰するような見方は、カント解釈としてやはり問題があると考ええる。カントにおける、〈有機体は自然目的としてのみ可能である〉に確かに秘んでいるカントの形而上学的関心を、単なる擬人化的目的論の表われに解消してしまうならば、カントが「目的論的判断力批判」によって打開しようとするカント哲学の展望が著しく狭まることになるであろう。

### (五)

有機体の特性への自然目的の概念の適用の問題については、確かにカントの議論の不徹底、不備が見られ、そこにはウンゲラーらの立場からの批判を許す余地が残されている。しかし『判断力批判』には、このような不備、不徹底を補うカントの試みも見られるのである。われわれは、カントの立場にかえて、有機体の全体と部分の関係と、自然目的の概念との結びつきについてのカントの真意を今少し尋ねてみなくてはならない。

『判断力批判』の77節には「それによって自然目的の概念がわれわれに可能になるところの人間悟性の固有性(Eigentümlichkeit)について」という表題が与えられている(V.405)。この表題からただちに察知できるように、カントは、人間悟性の固有性、したがって人間の認識能力の有限性にまでさかのぼることによって、有機体への自然目的の概念の適用の問題に解決を与えようとしている。われわれはカントのこの試みを見失ってはならない。

さて、この点で注目し価値するカント解釈が、K・デュージングに見られる。彼は、カントにおける自然目的の根本問題を、「なにゆえにわれわれは所与の有機体の諸形態を、他ならない目的、実在的合目的性の概念の表示と見なすのであるか<sup>(21)</sup>」に認める。そうして、有機体の諸形態への自然目的の概念の適用は、カントにおいて、人間悟性の固有性から始めて根拠づけられるという。その意味で77節のカントの論述は、自然目的の概念の超越論的基礎づけの試みとして解釈される<sup>(22)</sup>。こうしたデュージングの解釈を参考にしながら<sup>(23)</sup>そのカントの試みをたどってみたい。

カントによれば(vgl.,V.405)自然目的の概念は、目的概念である限り、理性的原因性としての超感性的なものを含む「理念」である。なにものかが自然目的であると判定される場合、その述語自身は、自然経験において与えられない単なる理念である。しかし、理念としての自然目的の概念に関係づけられるべき物は、自然経験において与えられる自然産物である。自然目的の概念が自然産物の構成的原理であるかのような外観を呈するのは、このためであり、また、その点に自然目的の概念と他の単なる理性理念との相違もある。ある物が自然目的であるとされる判定では、確かにその物が直接的に経験的直観において与えられているとはいえ、

### カントの「自然の合目的性」(Ⅲ)

しかしその物自身が自然目的として客観的に規定されるのではなくて、その物について、自然目的の理念にかなうように、単に主観において反省されているに過ぎない。カントはこのように説いて、自然目的の概念と他の理性理念との相違を、後者が「悟性のための理性原理」であるのに対して、前者は「判断力のための、すなわち悟性一般を経験の可能的対象へと適用するための理性原理」であることに見出すのである(vgl.,V.405)。

自然目的の概念が、たとえ経験的直観に与えられる対象に関係づけられるとはいえ、その対象を客観的に規定する概念ではなくて、単にその対象をその概念のもとで反省的に判定するための原理、すなわち反省的判断力のための原理でしかないという、このカントの主張は、『判断力批判』でしばしば強調されることであって、なんら目新しいことではない。われわれは、そのことのせんさくをここで試みるつもりはない。われわれにとっての問題は、自然の特殊の物(有機体)が反省的に判定されるためにも、その反省の基礎に、自然目的の理念がおかれなくてはならないのは、どうしてか、それが、たとえ客観的概念ではなくて単なる理念に過ぎないとしても、この種の判定にとって不可欠であるのはどうしてか、その理由である。

カントはこの問題を、「われわれの(人間的)悟性の固有性(Eigentümlichkeit)(V.405)」に関わる問題であると見る。換言すれば、有機体の判定にあって目的論的判定が不可避である根拠を、「人間の認識能力の本性(V.401)」のうちに求めようとするのである。正確にいえば、さきに見たように自然目的の概念は反省的判断力のための理念であるがゆえに、今や問われるべきものは、「自然の物に関する反省における判断力に関係したわれわれの(人間的)悟性の固有性(V.405)」あるいは「判断力に対するわれわれの悟性の態度(Verhalten)(V.406)」なのである。

しかるにカントによれば、当然のことながら、「人間悟性の固有性」の問題は、それが対比されるべき「別種の(高次の)悟性(V.406)」の仮定を前提する。人間悟性の固有性が示されるためには、人間悟性とは異なる、ある可能的な悟性が思惟されなくてはならないのである。別種の悟性が仮定的に思惟されることによって、「ある種の自然産物は、われわれの悟性の特殊の性質からいって、……目的として産出されたものとしてわれわれによって考察されなければならない(V.405)」といえることができるのである。

さてカントはまず、人間悟性の固有性を端的に「われわれの悟性の性質のある種の偶然性(V.406)」に見出す。そしてその偶然性について次のように説く。

「この偶然性はもちろんのこと、判断力が悟性概念の普遍へともたらすべき特殊のうち存する。というのは、われわれの(人間の)悟性の普遍によっては、特殊は規定されていないからであるし、さまざまのものが、たとえある共通のメルクマールで一致するとはいえ、どんなにか多様なありさまでわれわれの知覚に現出し(vorkommen)うるかということは、偶然性であるからである。われわれの悟性は……論弁的(diskursiv)悟性であって、この論弁的悟性にとっては、自然においてこの悟性に与えられうる特殊がどんな種類のものでありうるのか、またどれほどに異ったものでありうるのかは、偶然性である。そうした特殊がこの悟性の概念へともたら

されることができるのである(V.406)。」

さしあたって、判断力に対する関係における人間悟性の偶然性は、判断力により悟性概念の普遍へともたらされるべき、あるいは、もたらされうる特殊のうちに見出される。そしてその特殊にそなわる偶然性は、特殊それ自身が悟性の普遍的概念によって規定されていないという事実を意味する。カントはこの事実をまた、多様なものが知覚に現出する偶然性に見ている。たとえ、多様なものが判断力により悟性概念の普遍にもたらされうることによって、多様な特殊なものも普遍的メルクマールを共通にもつようになるとはいっても、それらのものがさまざまに違った姿で知覚に現出するという、そのこと自身は、われわれの悟性の普遍的概念によって規定されておらず、したがってわれわれの悟性にとって偶然的なのである。こうした人間悟性をカントは「論弁的」悟性として特徴づけ、また「論弁的」悟性による認識においては、「特殊は普遍のみからは導出されえない(V.406)」ともいう。

ところで、偶然性を固有性とする人間悟性、論弁的悟性は、「別種の(高次)の悟性」すなわち「直観の完全な自発性の能力」あるいは「直観的(intuitiv)悟性」が思惟されることによって、これと対比されるべきなのである(vgl., V.406)。この悟性は「普遍から特殊へと、そして個別へと進むのではない(a.a.O.)」したがって、この悟性にとっては、「特殊的諸法則に従う自然の産物における自然の、悟性への調和的合致(Zusammenstimmung)の偶然性(a.a.O.)」は存しない。「直観的悟性」との対比において、論弁的悟性の固有性が次のように説かれるのである。

論弁的悟性にとって、特殊それ自身は規定されえず、偶然的である。カントによればしかし、このことは、より正確に言えば、論弁的悟性における普遍が「総合的・普遍」ではなくて、「分析的・普遍」にすぎないからである(vgl., V.407)。人間悟性は、「その認識において、例えばある産物の原因の認識において、分析的・普遍(概念)から特殊(所与の経験的直観)へと進まなくてはならない。その場合したがって、その悟性は後者の多様性に関してなにごとにも規定していない(a.a.O.)」多様な特殊そのものを、あらかじめ規定しえない悟性の普遍が、分析的・普遍として性格づけられる。この性格はデュージングも説くように、われわれの経験的認識における悟性の諸概念についてあてはまることだといえる<sup>(24)</sup>。悟性の普遍的概念は、内容の豊かな表象を分析することによって抽出される部分表象であるが、われわれの経験的認識は単にそうした普遍的概念からのみ成り立つものではない。そのためには、われわれの今一つの認識源泉である感性的直観において与えられる特殊の多様なものが、概念に付け加わらなくてはならない。してみれば、人間悟性の偶然性でもって、さしあたり意味されていることは、人間悟性が経験的認識を獲得するためには、単に諸概念を分析し相互に従属し合うだけでなく、さらにまた特殊の多様なものを与える感性的直観へと指し向けられていなくてはならないという事態である。分析的・普遍から出発する人間悟性のこうした論弁性が人間悟性の偶然性に他ならないのである<sup>(25)</sup>。

カントによれば、これに対して「直観的悟性」は、そこではこうした偶然性が見当たらないも

のとして、思惟される。それは、「われわれの悟性のように論弁的ではなく、直観的であるがゆえに、総合的・普遍（全体そのものの直観の）から特殊へと進む、すなわち全体から部分へと進む(V.407)。」分析的・普遍が部分表象であるのに対して、直観的悟性の総合的・普遍は、全体表象である。総合的・普遍は、多様なものの特殊性や差異性を抽象した共通のメルクマールといったものではなくて、全体表象のうちに既に特殊と多様とを部分として包括するような普遍である。全体表象が既に認識であるような、そうした全体をカントは、総合的・普遍とよぶのである<sup>26)</sup>。

人間悟性の以上のような、直観的悟性に対比されるべき論弁的悟性としての固有性をふまえて、そこからカントは、目的概念の導出を根拠づけることができると考えるのである。カントによれば、総合的・普遍から特殊へと、全体から部分へと進む直観的悟性による全体表象においては、「全体の一定の形態を可能ならしめるうえでの、諸部分の結合の偶然性(V.407)」は生じない。そこでは全体の直観がそく認識であるから、諸部分の結合はすべて必然的である。これに対して、「われわれの悟性はそうした偶然性を不可欠とする。というも、われわれの悟性は〈普遍的に思惟される諸根拠〉としての諸部分から、それらに包摂されるべき、帰結としてのさまざまな可能的形態へと、進まなくてはならないからである(a.a.O.)。」ここで、〈普遍的に思惟される根拠〉としての部分が、論弁的悟性の普遍的概念、分析的・普遍としての部分表象を意味し、可能的形態は、その普遍によって包摂されるべき特殊を意味することはいうまでもない。われわれの論弁的悟性の認識における普遍から特殊への歩みが、根拠として諸部分から帰結としての全体（特殊的形態としての）へとたどりつくこととして説かれるのである。しかるにカントは、論弁的悟性における普遍と特殊、部分（表象）と全体（表象）の関係を、このように根拠と帰結の関係として把えるとき、この関係に対して単なる論理的关系以上の意味を与えているのである。

さきの引用につづいて、「われわれの悟性の性質からすれば、……自然の實在的全体は、単に諸部分の競合する諸動力の結果としてのみ見なされるべきである(V.407)」とされる。ここから容易に察せられるように、〈普遍的に思惟される根拠としての諸部分〉は、単に、これまで見てきたような普遍的諸概念としてのみ把えられているのではなくて、同時にまた、自然物自身の諸部分としても考えられているのである。それとともにまた、経験的直観における多様としての特殊、すなわち普遍に包摂されるべき特殊も、自然物の特殊的形態、一定の形態をもつ自然物の「實在的全体」を意味するのである。今やカントにとって問題なのは、論弁的悟性における「諸部分の複合体としての自然対象の経験的認識<sup>27)</sup>」の可能性なのである。

してみれば、特殊それ自身が普遍によって規定されていないという論弁的悟性の偶然性は、カントによれば、特殊的自然物の経験的認識において、部分表象としての普遍的諸概念がその所与の自然物に関して結びつくことの偶然性でもあるのである。他方、全体から部分へと進む直観的悟性にあっては、諸部分の表象は、諸部分を包括する総合的・普遍としての全体の直観



なしには不可能であって、諸部分の性質と結合とは全体によって、全体において必然的なのである。

したがってカントによれば、もしわれわれが、特殊的自然物の経験的認識における論弁的悟性のこうした偶然性に安んずることなく、自然物の実在的全体を把握しようと欲するのであるならば、論弁的悟性がそれに対比されるものとして思惟されるべき直観的悟性に、われわれは準拠せざるをえないのである。カントは次のように説く。

「もしわれわれは、われわれの論弁的悟性に適って、全体の可能性を諸部分に依存するようなものとしてではなくて、直観的（原型的）悟性に準拠して、諸部分の可能性を（それらの性質と結合の点で）全体に依存するようなものとして表象しようと欲するのであるならば、その場合このことは、われわれの悟性の固有性からして、全体が諸部分の結合の可能性の根拠を含むという具合には生じえない（そのようなことは論弁的認識様式では矛盾であろう）。そうではなくて、単に、全体の表象が全体の形態と、これに属する諸部分の結合との可能性の根拠を含むというしかたでのみ生じうる（V.407～8）」

単なる論弁的悟性は、所与の自然物の経験的認識において、諸部分から出発して全体へと向かうかぎり、諸部分の結合はその悟性の普遍にとってどこまでも偶然的である。したがってカントは、こうしたわれわれの悟性の論弁性に矛盾せずに、われわれが直観的悟性に準拠しながら、全体が諸部分の結合の可能性の根拠として先行するように、したがって諸部分の結合を必然的として、思惟しうるための唯一のしかたを明らかにしているのである。すなわち、全体がその表象において、諸部分に先行する、諸部分の結合の可能性の根拠であるように思惟されるべきなのである。実在的全体は確かに、論弁的悟性から見られるかぎり、諸部分の結合によって可能である結果として思惟される他ない。しかしそれと同時にまた、この結合自身が、可能的な実現されるべき全体についての先行的表象によって導かれるものとして思惟されなくてはならないのである。こうした思惟における二重構造を表わすものこそ、目的概念に他ならないのである<sup>(28)</sup>。

というのは、われわれが直観的悟性に準拠しようとするのであれば、「全体は、……その全体の表象がその全体の可能性の原因として見なされるような結果（産物）ということになろう（V.408）」が、「原因〔諸部分あるいはその結合〕の規定根拠がその原因の結果〔全体〕の表象にすぎないような原因の産物は、目的とよばれる(a.a.O.)」からである。

デュージングの説くように<sup>(29)</sup>、われわれ人間が<sup>(30)</sup>、諸部分の結合をこれに先行する全体に依存させて思惟しようとするれば、そこにおいては、諸部分の結合の可能性の根拠として概念において表象される可能的全体と、経験的対象として与えられる現実的全体とが区別されなくてはならないことは、カントにとって重要なことなのである。われわれ人間にとっては、諸部分の結合が依存すべき全体は、ただちに、経験的直観に与えられる現実的全体であるわけではない。それは、表象において投企された可能的全体にすぎない。可能的全体の先行的概念は、

諸部分がいかにして結合し、その結合から現実的全体としての自然的対象がいかにして生じるかを経験的に認識するための、単なる規則を含むものでしかない。その先行的概念とともに、諸部分が、したがってまた諸部分の結合としての現実的全体が、一挙に現に与えられるわけではない。そのようなことは、純粹な直観的悟性にあつてのみ起こりうるのである。

われわれが諸部分に先行する全体を思惟しうるのは、こうした目的論的な思惟においてのみである。そしてそのことは、カントによれば、われわれの人間悟性の特殊の性質に基づくことなのである(vgl.V.408)。諸部分がなんらかの仕方、全体に依存するものとして思惟されるべきであるならば、われわれ人間はこのことを目的論的原因性によってのみ理解できるのである。そうして目的論的原因性にあつては、概念における可能的全体が、経験的直観における現実的全体から区別されざるをえないのである<sup>(31)</sup>。

ところでカントによれば、特殊の自然物としての有機体がわれわれに現に与えられているということ、しかもその特殊の形態の可能性が機械的に十分に説明されえない偶然的なものとして与えられているということは、経験的な事実として前提される。有機体は、全体としての統一的形態を有する自然物として与えられるが、われわれはその形態を論弁的に諸部分の動力や諸々の物質的要素の結合の結果として見るかぎり、どこまでも偶然的な事実である。64・65節の記述に見られたように、有機体の全体的統一—は諸部分の機械的な結合によってのみ生じるのではなく、その結合は全体に依存するものとして経験される。してみれば、われわれは、有機体の全体的統一—をその可能性について思惟しようとするれば、目的の概念を使用せざるをえないのである。われわれは、直観的に与えられている有機体の全体としての特殊の形態を、この全体についての先行的表象を規定根拠とする原因の結果として表象する。われわれは、有機体としての自然物を、目的に従う原因性によって生起するものとして思惟せざるをえないのである。そうして、有機体をこのように思惟せざるをえないことは、われわれの論弁的悟性の偶然性に由来することなのである。われわれの論弁的悟性にとって、有機体における諸部分の全体への結合が偶然的であるがゆえに、もしその全体が現に与えられているとすれば、この全体は自然目的として思惟されざるをえないのである。このように、カントにおいて、たとえ自然目的の概念が反省的判断力の原理としてではあつても、機械的に十分に説明されえない自然物、すなわち有機体に対してそれが適用されるべきことの必然性は、われわれの悟性の有限性としての論弁性に由来することとして基礎づけられるのである<sup>(32)</sup>。

### 〔註〕

カントの著書からの引用は、アカデミー版全集による。その引用箇所は本文中の( )内にその巻数を付したページ数で示される。

- (1) 『判断力批判』の「序論」としては、『判断力批判』第一版(1790年)以来、本文に添えられている「序論」だけではなく、アカデミー版第20巻に所収の「第一序論(*Erste Einleitung in die Kritik der Urteilskraft*)」も考慮されるべきである。

- (2) 拙稿「カントの『自然の合目的性』(I)——論理的合目的性について——」(福井医科大学一般教育紀要 第3号、1983年)を参照されたい。
- (3) Cf., J.D.McFarland, *Kant's Concept of Teleology*, 1970, p.86.
- (4) Ibid.
- (5) Cf., Ibid., pp.86~87.
- (6) Cf., Ibid., p.88.
- (7) Vgl., Klaus Düsing, *Die Teleologie in Kants Weltbegriff* (Kantstudien Ergänzungshefte 96. 1968), S.87.
- (8) 本稿 20~1 ページ参照
- (9) Vgl., Emil Ungerer, *Die Teleologie Kants und ihre Bedeutung für die Logik der Biologie* (1922), S.88
- (10) Vgl., a.a.O., S.73~4
- (11) Vgl., a.a.O., S.75f.
- (12) a.a.O., S.78.
- (13) Vgl., a.a.O., S.79
- (14) Vgl., a.a.O., S.80~1.
- (15) Vgl., Hans Driesch, *Kant und das Ganze* (Kant-Studien 29, 1924), S.373ff.
- (16) Vgl., a.a.O., S.375.
- (17) a.a.O., S.374.
- (18) Vgl., Emil Ungerer, *ibid*, S.91ff.
- (19) Vgl., a.a.O., S.107f.
- (20) a.a.O., S.112.
- (21) Klaus Düsing, *ibid.*, S.89.
- (22) Vgl., a.a.O.
- (23) Vgl., a.a.O., S.86~99.
- (24) Vgl., a.a.O., S.91, cf., H.W.Cassirer, *A Commentary on Kant's Critique of Judgment*, 2 ed. (1970)p.377~8.
- (25) Vgl., Klaus Düsing, *ibid.*, S.91.
- (26) Vgl., a.a.O., S.92.
- (27) a.a.O., S.94~5.
- (28) Vgl., a.a.O., S.96.
- (29) Vgl., a.a.O., S.97f.
- (30) デュージングは、直観的悟性に準拠しながら、諸部分の結合をこれに先行する全体に依存させて思惟する、従ってまた目的論的に思惟する主体を、端的に「われわれの論弁的悟性」であると見ている (vgl., a.a.O. S. 95~8.)が、これは誤解を招く表現であろう。なぜなら論弁的悟性は、どこまでも分析的・普遍としての部分表象から出発して特殊の全体に向かう他ないのであってみれば、直観的悟性に準拠して部分を全体に依存させて思惟する立場は、論弁的悟性を超える立場であることはいうまでもないからである。カント自身は、直観的悟性を思惟し、またこれに準拠して全体と部分とを思惟する主体を、「ひと(man)」とか「われわれ(wir)」という主語で曖昧に表わしている(vgl., V.406f)。
- (31) Vgl., Klaus Düsing, *ibid.*, S.98.
- (32) Vgl., a.a.O., S.98f.